

平成30年度
事業計画書

社会福祉法人

郡山清和救護園

目 次

平成 30 年度 法人事業計画	1
1、 基本理念	1
2、 基本方針	1
3、 事業の推進	1
4、 私たち法人職員が目指すところ	3
職員倫理綱領	3
職員の誓い	5
 平成 30 年度 郡山せいわ園 事業計画	 6
I、 実践目標	6
II、 重点事項	6
1 生活自立支援について	6
2 健康にすごすために	7
3 おいしく楽しく食事をするために	7
4 安心してご生活いただくために	7
5 地域社会から信頼される施設をめざして	7
6 生活困窮者等の支援推進と地域貢献	
(中間的就労支援事業)	7
7 将来を担う職員の育成について	8
8 予算経理について	8
III、 業務実施計画	8
1 日課表	8
2 週間日課表	9
3 グループ活動	9
4 ほっとサロン (生活総合相談事業)	10
5 機能維持・体力訓練について	10
6 クラブ活動	10
7 町内会 (利用者自治会)	11
8 地域との交流	11
9 地域生活移行支援	11
*年間主要行事	11
*平成 30 年度 郡山せいわ園サービス提供システム	

平成 30 年度 居宅生活訓練事業 事業計画	1 2
平成 30 年度 保護施設通所事業 事業計画	1 3
平成 30 年度 保護施設一時入所事業 事業計画	1 5

平成 30 年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画	1 7
-------------------------------	-----

平成 30 年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画	1 9
I、 実践目標	1 9
II、 重点事項	1 9
1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために	1 9
2 健康にすごすために	1 9
3 おいしく、楽しく食事をするために	2 0
4 家族および地域社会との交流のために	2 0
5 安心してご生活いただくために	2 0
6 地域社会から必要とされる施設を目指して (生活困窮者等の支援推進と地域貢献)	2 0
7 将来を担う職員の育成について	2 1
8 予算経理について	2 1
III、 業務実施計画	2 2
1 日課表	2 2
2 週間日課表	2 3
3 生活・余暇等の支援	2 3
4 クラブ活動	2 4
*年間主要行事	2 4
*平成 30 年度 希望ヶ丘ホームサービス提供システム	

平成 30 年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画	2 5
---------------------------	-----

平成 30 年度 きらきらげんき保育園 事業計画	2 7
I、 実践目標	2 7
II、 重点事項	2 7
III、 業務実施計画	2 9
1 保育園の一日の流れ	2 9
2 年間行事予定	3 0

平成 30 年度 法人事業計画

1 基本理念

- (1) “地域のなかで 地域とともに 自分らしくいきいきと” 信頼される施設づくりでゆるぎない福祉文化の創造を目指します。
- (2) 利用者の方々の意思及び人格を尊重し、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供に努めます。

2 基本方針

- (1) インクルージョン（すべての人を地域に包みこむ）等の福祉サービスの基本的理念の尊重
利用者の方々一人一人が持つ尊厳を尊重し、福祉サービスの更なる充実と、その人らしい豊かな生活の実現に努めます。
- (2) 地域生活支援への取り組み
利用者の方々の自立を支援するための機能として、地域生活支援機能（グループホームや保護施設通所事業等々）を充実させ、地域での生活を希望する方等に対して、地域生活を想定した様々な対応訓練を行い、より積極的に地域生活への移行を促進します。
- (3) 社会貢献への取り組み
生活困窮者等の支援推進と社会貢献等を目的に中間的就労支援事業を郡山せいわ園、並びに希望ヶ丘ホームにて取り組んでおりますが、更なる充実を図ります。
- (4) 福祉サービスの質の向上と人材育成
「福祉QC」サークル活動（業務の改善活動）の積極的な取り組みと「ジェントルティーチング」の理念の普及と実践により、質の高いサービスの提供と人材育成に努めます。
- (5) 法人・施設の健全経営のための基盤づくり
長期的展望に立った健全経営のための基盤づくりに努めます。

3 事業の推進

- (1) 第一種 社会福祉事業
 - (イ) 救護施設 郡山せいわ園の経営
 - ・救護施設居宅生活訓練事業の取り組み
 - ・保護施設通所事業の取り組み
 - ・保護施設一時入所事業の取り組み
 - (ロ) 養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの経営

(2) 第二種 社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

グループホーム「みんなのいえ」の経営

(ロ) 老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業の経営

希望ヶ丘訪問介護事業所の経営

(ハ) 児童福祉法に基づく小規模保育事業の経営

きらきらがんき保育園の経営

(3) 公益を目的とする事業

(イ) 希望ヶ丘居宅介護支援事業所の経営

(ロ) 認定生活困窮者就労訓練事業

(ハ) 特定施設入居者生活介護の経営

(4) 社会貢献事業の推進

地域社会の中で福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々等を、一時的な施設機能の活用等を通して、当法人としても積極的に社会貢献事業に取り組みます。

(5) 働きやすい職場づくりをめざして

職員の勤務シフト等の効率化を図り、職場環境の改善（夜勤回数を減らすなど）に取り組み、ワークライフバランスをふまえ、働きやすい職場づくりに努めます。

(6) 職員研修等の充実

新任職員研修、QC活動研修会等の法人内研修等の実施と施設間職員の交流等を積極的に行い、救護施設と養護老人ホームと小規模保育所の職員間の情報共有化と共に人材育成に努めます。

(7) 防災対策等の充実

東日本大震災の教訓を活かして、利用者の皆さんの安心・安全を守るため、災害時等に強い福祉施設を目指し、防災対策の充実に努めます。

(8) グループホーム みんなのいえの定員等の変更について

平成30年4月1日より、グループホーム「みんなのいえ福原」を閉鎖し、それに伴って定員15名から12名に変更します。また、「みんなのいえ水神山」を平成30年度中に郡山市富久山町久保田字我妻130番地1に移転します。

(9) 災害発生時における福祉避難所の設置について

郡山市さんと、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関し、協定を締結し、これまでの

災害時における避難者を受け入れたノウハウを生かし、社会福祉施設としての役割・使命を果たしてまいります。

4 私たち法人職員の目指すところ

(1) “満足”と“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

福祉サービスを必要とする方、および地域社会の方々へ“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

(2) 改善活動で質の高い福祉サービスが提供できる法人・施設を目指します。

全職員で継続的に取り組む「福祉QC」サークル活動を通して、①サービスの「質」が第一②利用者本位のサービスの提供などをテーマとした改善活動に取り組み、利用者の皆さんに、安心・安全・安寧を提供する法人・施設を目指します。

(3) 職員一人ひとりが輝き、働く喜びを持てる法人・施設を目指します。

“優れた人材の育成なくして福祉サービスなし”という考えのもと、国家資格取得や研修等を通して職員一人ひとりの育成に努め、“ともに考え、支え合い、輝きと誇りを持って働ける”法人・施設を目指します。

(4) 社会貢献ができる法人・施設を目指します。

地域社会の福祉ニーズを踏まえ、施設が持つ機能を提供するなど、社会貢献ができる法人・施設を目指します。

職員倫理綱領

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします

第1条（個人の尊重）

私たちは、利用者に対して、どのような理由においても差別することなく利用者一人一人をかけがえの無い存在として尊重いたします。

第2条（体罰の禁止）

私たちは、専門職として受容と傾聴の姿勢を保ち、利用者を決して拒否することなくいかなる場合であっても体罰・虐待等人権を侵害する行為はいたしません。

第3条（自己実現の尊重）

私たちは、利用者個人の自己実現へ向けて他人の利益を侵害しない程度に可能な限り最大限のサポートをいたします。

第4条（プライバシーの保護）

私たちは、利用者個人のプライバシーを保護いたします。業務上、情報提供が利用者の利益となる場合には本人と識別できる方法を避け、事前に本人の承諾を得ます。

第5条（情報提供の責務）

私たちは、利用者の利益となる情報や求められた情報について、利用者個人の伝わりやすいコミュニケーション手段によって積極的に提供いたします。

第6条（意見表明権の尊重）

私たちは、施設で提供されている各種サービス等について常に利用者からの意見・要望・苦情等を求め、より良いサービスの提供に努めます。

第7条（質の高いサービス提供の責務）

私たちは、利用者の皆さんに、安全で安心、そしてご満足いただけるよう、福祉QC活動等を行ない、更なる質の高いサービスの向上を目指します。

第8条（情報公開の責務）

私たちは、地域社会等に、より一層の施設への理解と支援をいただくため、広報誌や年間誌、行事等を広く公開いたします。

第9条（不正の禁止）

私たちは、利用者に対するサービスを最優先に考え、自己の私的な利益の為に利用する事は決していたしません。常に適切な施設運営を心がけ、信頼される職員を目指します。

第10条（専門的サービス提供の責務）

私たちは、常に自己の専門的知識・技能水準の維持向上に励み、専門性の高いサービスの提供に努めます。

平成16年4月1日制定

職員の誓い

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします。

1. 利用者一人一人を一個人として尊重し、体罰をはじめ、プライバシーの侵害、身体的・性的・心的虐待や介護の怠慢等、利用者の人権を侵害する行為は決していたしません。
2. 利用者に対し常に受容と傾聴の姿勢で接し、十分な説明と同意のもと、個人のご希望に沿ったサービスの提供に努めます。
3. 専門職として、援助技術・技能水準の維持向上を目指し新しい知識の取得に努め、更に専門性を深めるための努力をいたします。

以上の宣言事項と「職員倫理綱領」を遵守することを誓います。

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 30 年度 郡山せいわ園 事業計画

当施設は、“地域のなかで、地域とともに、自分らしくいきいきと”を基本的理念として、“利用者の皆さん本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに鋭意努力してまいりました。

本年度も、次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける施設の経営及び福祉サービスの提供を目指します。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
- 2 多様な障害や課題を持つ利用者の皆さんのニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョン（すべての人を地域に包みこむ）等の理念を踏まえ、“共に生きる”ための生活環境を構築します。
- 3 地域の社会資源におけるネットワークを構築し、個別支援計画に基づき、利用者の皆さんの地域生活支援がさらに円滑に進められるよう推進します。

II 重点事項

1 生活自立支援について

“生活自立と生きがいの確立”を基本目標として、個別支援計画に基づき、利用者の皆さんの自己形成のために必要な支援を行います。

- (1) 利用者の皆さん一人ひとりの能力に応じたグループ別生活支援や作業訓練等を通じて、自己の役割や働く喜びを知り、意欲的でいきいきとした生活が送れるよう支援します。
- (2) 利用者の皆さんの高齢化等による身体機能低下の回復・維持・予防のため、毎日の歩行運動や理学療法士・作業療法士の指導のもと、リハビリに努めます。
- (3) 地域社会との交流活動を積極的に促進し、利用者の皆さんが社会参加への意義と喜びを見いだせるよう努めます。また、利用者の皆さんの自立度向上に努め、地域生活移行への支援を積極的に行います。
- (4) 虐待に対する意識を高め、常に利用者の皆さんの人格や権利を尊重し、安心・安全に生活が送れるよう支援します。
- (5) 心のケアを必要とする方々に専門職による個別面談や嘱託医との連携を密にし、おだやかな生活が送れるよう努めます。
- (6) 地域貢献に積極的に取り組み、地域社会の福祉のニーズに応え、より一層地域に根ざした施設を目指します。

2 健康に過ごすために

利用者の皆さん一人ひとりに健康の大切さを理解していただき、充実した日常生活を送れるよう、身体的、精神的状況の早期発見、治療の把握に努め、嘱託医や協力医療機関との連携のもと適切に対応します。

3 おいしく楽しく食事をするために

食を通して、日本の四季の移り変わりを感じていただき、“おいしく、楽しく、元気になる食事”を目指し、利用者の皆さんが心身共に健康でご生活できるように支援します。

また、衛生面に配慮し、創意工夫・改善を加え、安心・安全な食事を召し上がっていただけるように努めます。

4 安心してご生活いただくために

利用者の皆さんの身体・生命の安全を最優先とし、非常時に備えた定期的な諸訓練（自衛消防操法等）を通し、災害（事故）防止に努めるとともに、災害に強い施設を目指し、環境整備の強化を図ります。また、福島県災害派遣福祉チームの活動や福島県災害応援協力ネットワーク会議、福島県総合防災訓練等に参加し、大規模災害に対する体制を構築します。

5 地域社会から信頼される施設をめざして

“利用者の皆さんに・地域社会の多くの人々に信頼される施設づくりを目指します。

（1）福祉サービスの質の向上について

（別添、平成30年度郡山せいわ園サービス提供システム参照）

利用者の皆さんからの苦情を解決するシステムや、利用者一人ひとりの尊厳を尊重し、よりよい支援を目指していくための虐待防止委員会、職員が自分達の仕事の善し悪しを客観的に判断するためのサービス評価委員会、その他ヒヤリ・ハット委員会や各種委員会活動を通して、その向上に努めます。

（2）地域にねざした施設づくりについて

①地域老人クラブ並びに地域小学校・各種ボランティア等との交流に努めるとともに、地域公民館行事等に積極的に参加します。

②地域福祉の向上と地域にねざした施設づくりを目指して、地域民生委員との定期的な会合を踏まえて積極的な地域貢献に努めます。

（3）救護施設居宅生活訓練事業並びに保護施設通所事業・保護施設一時入所事業の充実について

利用者の方々の地域生活移行の推進を積極的に図るため、救護施設居宅生活訓練事業並びに保護施設通所事業・保護施設一時入所事業の更なる充実に努めます。

6 生活困窮者等の支援推進と社会貢献（中間的就労支援事業）

生活困窮者等に対し、施設が中間的就労支援等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向

上を目指すと共に、法人・施設の社会的役割や社会貢献、そして、地域社会とのつながりを図ります。また、法人本部と連携し、生活困窮者等への支援を拡大していきます。

7 将来を担う職員の育成について

法人施設の将来を背負ってくれる職員の育成に努めます。

- ・ジェントルティーチング等の理念や福祉QC活動の理念等を積極的に推進します。また、他法人合同の福祉QC発表大会や福祉QC全国発表大会に参加します。
- ・職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を支援・奨励すると共に、全国救護施設研究協議大会や東北地区救護施設研究協議大会への参加、および福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会等に積極的に職員を参加させます。
- ・養護老人ホーム希望ヶ丘ホームとの行事時等の職員間交流を行ない、職員間の情報の共有化と資質の向上に努めます。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

III 業務実施計画

1 日課表

時 間	日 課
6:30	起床・身だしなみ 等
7:30	朝 食
8:00	歩行運動・検温、健康チェック・活動準備 等
9:00	ラジオ体操 ・ 清掃
9:30	グループ活動（特浴室入浴）
11:30	フリータイム
12:00	昼食・休憩
13:00	検温、健康チェック・歩行運動・活動準備等
13:30	グループ活動（一般浴室入浴）
16:30	清掃・検温、健康チェック
17:00	フリータイム（歩行運動）
18:00	夕 食
19:00	フリータイム

21:00	消 灯
22:00	就寝（土曜日は 23:00）

2 週間日課表

曜日	日 課	
	午 前	午 後
月	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
火	グループ活動・クラブ活動	グループ活動・一般浴室入浴
水	全体朝礼・グループ活動・特浴室入浴・浴室清掃・困りごと相談	グループ活動・一般浴室入浴
木	グループ活動・一般浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴・赤ちゃん
金	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
土	せいわ銀行・寝具交換	一般浴室入浴・おやつ
日	寝具交換	夢喫茶

※内科診察(月 1 回)、精神科診察(月 4 回)、歯科検診 (年 2 回)

※理学療法士(毎週水曜日)、作業療法士(月曜日から金曜日)によるリハビリ

※各種委員会

※クラブ活動

※町内会 (毎月第 1 水曜日)

※理髪日、女子カット (月 1 回)

3 グループ活動

(1) いきいき班

利用者の皆さんに健康でいきいきとその人らしく過ごしていただけるよう、個人に合った身近自立の支援と残存機能の維持を目標に活動を行なっていきます。身近自立では皆さんに清潔でリズムある生活を送っていただけるよう、髭剃り・爪切り・口腔ケア・入浴等の清潔支援とレクリエーションやお楽しみ会、個人の趣味活動への余暇支援を行ないます。残存機能の維持では口腔体操や集団体操、作業療法士の計画のもと、個人リハビリの実施等、リハビリ活動に力を入れて取り組みます。

(2) チャレンジ班

作業訓練(箱作業、畑作業、綿作業、陶芸等)・調理訓練・外出訓練・買い物訓練などを通して生活のリズムを整え、さらにステップアップを目指し地域移行へつなげられるよう支援します。また、作業代を利用した旅行や食事会を企画します。活動の中でいきがいや楽しみを見つけ、より良い人間関係づくりに努め、充実した生活が送れるよう支援します。

4 ほっとサロン（生活総合相談事業）

“心のケア”を必要とする方等に対し、いつでも気軽に相談やお話しができるような明るく、ほっとできる場をつくります。自分自身を理解（障害や性格、体力など）し、安定した落ち着きある生活が送れるように、個別面談、嘱託医・看護師・作業療法士・社会福祉士・精神保健福祉士等との連携を図るとともに、職員間での情報を共有し支援します。

5 機能維持・体力訓練について

利用者の皆さんの身体機能低下の回復や予防・残存機能の維持を目標に、理学療法士・作業療法士によるリハビリを行い、健康で過ごしていただけるよう支援します。

6 クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日
スポーツクラブ	スポーツやゲームを通して、運動を楽しみ、健康を維持する	・トレーニング機器を使用した運動やパターゴルフ、輪投げ等のゲームで身体を動かす ・体重やBMI値などの体の変化の記録 ・四施設交歓会等の行事に向けゲートボールや各種ゲーム等の練習を行う	第1・3 火曜日
音楽カラオケクラブ	音楽やリズムに合わせて身体を動かしたり、カラオケを歌うことで、健康を維持したり、リフレッシュしていただく	・音楽やリズムに合わせて身体を動かしたり、口腔体操を行う ・園内でのカラオケや市内のカラオケルームに出かけ、楽しんでいただく	第2・4 火曜日
絵画クラブ	写生や版画の制作・工作を行うことで、手先の機能維持や作品作りの楽しさを感じていただく	・季節に合わせた写生や版画の制作・工作 ・個人作品の制作とメンバーによる工作を取り入れた合同作品の制作 ・行事に合わせ、作品を作成し園内に掲示する	第1・3 火曜日
園芸クラブ	季節に応じた植物に触れることで、季節を感じていただいたり、心の安定やいきがい、楽しみに繋がっていく	・外部講師による季節に応じた花材を使用した、生け花やフラワーアレンジメントの作品作成を行う ・施設内に作品を展示する	第2・4 火曜日

手芸クラブ	自身が好きな作品を作ること、メンバーで一つの作品を作り上げる喜びを感じていただく	・個人製作、メンバー全員での製作 ・季節に合った作品、ビーズや毛糸など様々な材料を使用しての作品を作る ・完成した作品は、園内に掲示・東部地区文化祭へ出展する	第2・4 火曜日
陶芸クラブ	作品の制作を通じ、物を作る楽しさと喜びを感じていただけるよう努める	・外部講師による陶芸作品の製作 ・個々に粘土で作品を作り、先生に焼いていただき作品にする ・完成した作品は秋まつり時に展示・販売する	月2回

7 町内会（利用者自治会）

利用者の皆さんに各種委員会に参加していただくとともに、せいわ町内会（自治会）を活性化し、利用者の皆さん相互の連携と親睦をはかるとともに、利用者の皆さんの声を大切にし、豊かで潤いのある施設生活になるよう支援します。

8 地域との交流

いきいきサロンや地域小学校、老人クラブの皆さん、各種ボランティアの皆さんとの交流を図ります。また、サマーフェスティバルや秋祭り等の行事にご参加いただくことで、地域社会の多くの方々に信頼され、必要とされる施設づくりを目指します。

9 地域生活移行支援

利用者の皆さんの地域生活移行を目標とした様々な社会的体験や訓練を体系的に支援する事で、社会復帰・社会的関わりを目指し、その人らしい生活や生き方を支援します。

*年間主要行事

月	行 事	月	行 事
4	お花見・春の一泊旅行	10	理事長杯ゲーム大会・総合訓練
5	端午の節句	11	あきまつり・芋煮会
6	わらび採り	12	クリスマス会
7	サマーフェスティバル in せいわ	1	新年会
8	不帰省者旅行・納涼祭	2	節分・不帰省者旅行
9	四施設交歓会・敬老会・供養祭	3	おひなまつり

※その他の行事として、次のものがあります。

☆誕生会（毎月1回）

☆避難訓練（毎月1回）

平成 30 年度 居宅生活訓練事業 事業計画

1 実践目標

地域生活を希望する利用者の方が、円滑に地域生活に移行できるようにするため、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より地域生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、地域生活への移行を支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、居宅生活訓練事業担当責任者を中心に、事業対象者の状況に応じ、継続して居宅において生活できるよう、次の支援項目について、あらかじめ支援計画を定め、効果的に行います。

（１）日常生活支援について

日常的家事・食事・洗濯・清掃・金銭管理等の更なるステップアップを目指し、積極的に支援します。

（２）社会生活支援について

地域で生活する能力を高められるよう公共交通機関の利用・買い物・対人関係・地域行事への参加等の支援を行います。

（３）その他自立生活に必要な支援について

健康管理に関する支援等を行ない、健康維持できるように努めます。

（４）実施施設との連絡調整について

郡山せいわ園との連携を密に図り、緊急時等に迅速に対応できるように協力体制をとるよう努めます。また、居宅生活を送ることが可能となった利用者の方については、その居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うことになるため、十分な連絡体制を図ります。

3 健全な運営を行うために

的確な支援が出来るよう、研修会等に積極的に参加し、他職種間との連携を図り、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

本事業の実施期間中は、衛生管理、健康管理、防災管理について十分に配慮します。

本事業の実施にあたっては、訓練中の事故の防止について十分に留意します。

平成 30 年度 保護施設通所事業 事業計画

1 実践目標

保護施設退所者の受け入れの為の有効活用を図る事を目的として、保護施設に通所し、指導訓練等を行う通所訓練を実施すると共に、職員が居宅等へ訪問して生活指導を実施する訪問支援を行います。居宅で自立生活を継続できる様にします。

2 事業内容

郡山せいわ園への通所による生活指導・生活訓練・作業訓練等の実施（通所支援）と職員による居宅等への訪問による生活指導等の実施や相談支援（訪問支援）を一体的に行います。

（1）通所支援について

① 生活相談支援

生活上の不安や困りごとの相談、各種関係手続き等。

② 作業訓練支援

箱作業、畑作業、雑巾縫い、綿作業、陶芸製作等。

③ 健康に関する支援

体調面の管理。体力トレーニング等を通しての健康の維持向上を図る。

④ 食事サービス支援

調理支援等を通じた栄養バランスの指導、援助。食事の提供。また、食材の買い物に同行し献立の助言を行なう。

⑤ 外出支援

買い物や旅行等の外出を通じて社会的なマナーや金銭の精算等、地域で生活する能力を高める支援。

⑥ 学習支援

お金の計算や字の読み書き等、生活していく上で必要な学習。

⑦ レクリエーション活動支援

施設内行事への参加。ゲームや体操等レクリエーションの実施。

⑧ 一時宿泊支援

短期間、施設での生活が必要になった場合の施設への宿泊。

⑨ 家族調整支援

ご家族との連絡調整。

⑩ 地域交流活動

ご慰問や交流会等への参加。

(2) 訪問支援について

① 生活支援

衛生・環境・身だしなみ等の支援、生活についての助言・援助。

② 相談支援

生活面での不安や困りごと等の相談支援。

(3) 緊急時の対応について

定期的に、非常時に備えた諸訓練及び火気取り締まりの徹底を行い、災害防止の意識の高揚について支援します。

また、病気や災害などの緊急時には迅速に対応できるよう、郡山せいわ園との連携を強化すると共に連絡体制を明確にしておき、随時支援に努めます。

(4) 職員の資質向上について

各種研修会などに積極的に参加することで視野を広め、色々な角度から論理的に分析し、的確な支援が出来るよう自己研鑽に努めます。

平成 30 年度 保護施設一時入所事業 事業計画

1 実践目標

居宅で生活する精神状態が一時的に不安定な精神障害者等を受け入れて、精神状態が安定して居宅生活が再開できるまでの生活支援や精神科病院入院患者又は、退院患者がより円滑に居宅生活に復帰できるよう、施設内での生活訓練を支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、施設を短期間ご利用いただくことで、精神状態の安定を目指した支援を行い、居宅生活の継続、退院から居宅生活へのステップ、あるいは体験利用による施設生活から居宅生活へのステップへとつなぎます。

(1) 日常生活支援（食事・入浴等）

① 食 事

本人の健康状態、ADL、嗜好等に考慮した食事の提供、食事環境の提供を行います。

② 入 浴

本人の健康状態、ADL、本人のご希望等に考慮して、浴室等の提供、入浴支援を行います。

③ その他

清潔な住環境等が整えられるよう支援し、本人が健康で安定した生活ができるよう、また円滑に居宅生活に復帰できるよう支援します。

(2) 趣味活動支援（班別活動・各種クラブ活動）・レクリエーション活動

本人のご希望に応じ、各活動への参加をしていただき、趣味活動や気分転換の支援に努めます。

(3) 健康への支援

必要に応じて、通院支援・服薬支援を行います。また、一日 3 回の検温、必要に応じて血圧測定や体重測定等を行い、体調の把握に努めます。

(4) 他利用者とのコミュニケーション

必要に応じて、他利用者の方との関わりについて支援します。

3 健全な管理・運営

的確な支援が出来るように研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

平成 30 年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画

1 実践目標

地域において共同して生活を営むグループホーム「みんなのいえ」を利用しているお客様が、様々なサービスを活用しながら自立した潤いある日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、サービス管理責任者を中心に状況に応じて、お客様が継続して地域生活を送れるよう次の項目について事業内容を定め、支援を効果的に行います。

(1) お客様の相談支援について

サービス管理責任者またはサービス提供職員（世話人）は、お客様の生活全般に関わる相談支援を行い、お客様が安心してご生活いただけるように支援します。また、苦情解決の取り組みとして週一回（月曜日）相談窓口を設け、迅速な対応に努めます。相談内容によってはバックアップ施設である郡山せいわ園の苦情解決システムを活用しながら連携を図り、問題解決にあたります。

(2) 健康と食事の支援について

- ① 世話人と一緒に献立を考えながら、バランスの摂れた食事の提供に努めるとともに、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携し、管理栄養士からの助言・指導のもと生活習慣病予防や肥満の防止に努めます。また、歩行運動や筋力維持トレーニングなど運動の機会を設け、健康維持できるように支援します。
- ② バックアップ施設の郡山せいわ園と連携し、嘱託医の診察や定期健康診断（年2回）等から病気の予防・早期発見・治療に努めます。また、医療機関等への通院支援が必要な場合も、随時対応にあたります。
- ③ インフルエンザやノロウイルスなどの感染症を予防するため、こまめな手洗い、うがいの励行に努め、1日4回の検温チェックを行います。特に、感染症が流行する冬期間においては、感染情報の提供と予防の徹底、意識の高揚に努めます。万が一、感染者や感染の疑いが見られた場合には感染症対策マニュアルにそって迅速な対応にあたります。

(3) 外出や外泊の支援について

自立生活のさらなる充実を目指し、地域の社会資源の活用を通して、ショッ

ピング（毎月一回程度）や旅行等の行事を計画し、体験的な支援を行います。

（４） 余暇活動等の支援について

個々の趣味等の幅を広げ潤いのある生活を送っていただけるよう、情報提供を行い、必要に応じた地域資源の活用について積極的に支援します。

（５） 緊急時の対応について

- ① グループホーム「みんなのいえ」を利用されるお客様の、日々の安全を守るために、これまで通り、セコムホームセキュリティシステムを活用し、安心してご生活いただけるよう支援します。
- ② 定期的に、非常時に備えた諸訓練及び火気取り扱いの徹底等を行ない、災害防止に対する意識の高揚について支援します。
- ③ 病気や災害等の緊急時には迅速に対応できるよう、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携を図るとともに連絡体制を明確にし、随時支援に努めます。

（６） バックアップ施設との連絡調整について

日中通所している郡山せいわ園との連携を密に図り、担当職員等と個別支援計画を踏まえた統一した支援に努めます。

（７） 財産等の日常生活に必要な援助について

財産等については入居時にお客様の意向を踏まえ、財産等を委託される場合は原則的にサービス管理責任者が担当します。

3 健全な運営を行うために

多様化するニーズに対応し、的確な支援が出来るように、研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

平成 30 年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画

当施設は、“利用者本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ・よろこび・満足”そして“信頼”をいただける施設運営及び福祉サービスの提供を目指し、鋭意努力してまいります。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
- 2 利用者の皆さんの多様なニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョン（すべての人を地域に包み込む）の理念を踏まえ“ともに生きる”ための生活環境を構築します。

II 重点事項

利用者の皆さんに、地域での生活とできるだけ違いのない生活条件を整え、すべての人が安心して生活でき、毎日を心豊かで健康に、そして自分らしくすごせるように次の通り努めます。

1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために

- (1) 利用者の皆さんの個別支援計画（新型養護老人ホームパッケージプラン）に基づき、毎日を心豊かに自分らしくすごしていただくために必要な支援を行ないます。
- (2) 利用者の皆さんが参加するクラブ活動や各種行事、レクリエーション等を通して、楽しく明るい生活が送れるよう支援します。
- (3) 利用者の皆さんの自治会活動をより活性化するとともに、各種委員会に参加いただき、利用者相互の連携と親睦を図るとともに、利用者の皆さん方の声を大切にし、豊かで潤いのある生活が送れるよう支援します。

2 健康にすごすために

- (1) 利用者の皆さんに“健康にすごすことの大切さ”を理解していただき、その方らしく日常生活ができるよう健康管理に努めます。日々の啓蒙活動を通して、健康指導の充実を図り健康への意識を高めていただきます。
- (2) 嚥下機能の維持向上を目指し口腔体操、また、機能回復訓練の一環として歩行訓練を行い、利用者の皆さんが健康的に生活できるよう支援します。
- (3) 利用者の皆さんの健康維持のため、関係職種（嘱託医、理学療法士等）との連携を密に図ります。

3 おいしく、楽しく食事をするために

衛生面に配慮し、安心しておいしい食事を楽しく食べていただくために、お一人おひとりを良く理解し、嗜好に合った献立作成に創意工夫、改善を加え、バランスの良い食事サービスの提供に努めます。

4 家族および地域社会との交流のために

- (1) 各種施設行事への家族の方々の参加の促進と、身元引受人の皆さんとの情報交換を行ない、家族との外出・外泊などを通して、交流を深めるよう支援します。
- (2) 地域社会との交流（地元小・中学校・各種ボランティアとの交流、地域行事への参加および、施設行事、クラブ活動への参加の呼びかけ等）を積極的に促進し、地域社会の皆さんとの心のふれあいを育てます。
- (3) 積極的に実習生を受け入れ、施設への理解・関心等がさらに深められる様に努めます。
- (4) 利用者の体調面や精神面の変化等に応じ、行政機関や家族等との連携を密に図り情報の共有に努めます。

5 安心してご生活いただくために

- (1) 利用者の皆さんの身体・生命の安全を最優先とし、非常時に備えた定期的な諸訓練（自衛消防操法等）を通し、災害（事故）防止に努め、環境整備の強化を図ります。また、福島県災害派遣福祉チームの活動や福島県災害応援協力ネットワーク会議、福島県総合防災訓練等に参加し、大規模災害に対応する体制を構築します。
- (2) 地域のセーフティネット及びトランポリン機能を有する施設として、虐待などの緊急避難者の受け入れや心のケアを必要とする方々の受け入れに積極的に取り組み、様々な福祉ニーズを抱えた利用者の皆さんが安心、安全、安寧に自分らしく生活出来る体制作りに努めます。

6 地域社会から必要とされる施設を目指して（生活困窮者等の支援推進と地域貢献）

- (1) 平成 30 年 4 月より養護老人ホームの特定施設としてスタートします。
- (2) 生活困窮者等に対し、施設が中間的就労支援等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指すと共に、法人・施設の社会的役割や地域貢献、そして、地域社会とのつながりを図ります。また、法人本部と連携し、生活困窮者等への支援を拡充していきます。
- (3) 要支援・要介護状態の利用者の増加や多様なニーズに応えるためにサービス事業所と密に連携を図り、利用者の皆さんへ質の高いサービス提供に努めます。
- (4) 地区民生児童委員や各地域包括支援センター、地域の老人クラブや消防団等と連携を図り、地域ニーズの把握に努めます。
- (5) 郡山市更生園、希望ヶ丘学園、希望ヶ丘保育所、きらきらがんき保育園との交流や連携等の強化に努めます。

7 将来を担う職員の育成について

- (1) 定期的な面談を通し、法人施設の将来を背負ってくれる活力ある職員の育成に努めます。
- (2) ジェントルティーチング等の理念を基底とし、利用者の皆さんへの質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- (3) 福祉 QC サークル活動を積極的に推進し、業務の改善をはかるとともに、職員の資質の向上に努めます。また、「福祉 QC」全国発表大会や、他法人合同の「福祉 QC」発表大会等に積極的に参加し、職員の育成に努めます。
- (4) 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を目指す職員に対して、全職員でバックアップし、奨励します。
- (5) 全国老人福祉施設大会や全国老人福祉施設研究会議への参加、また東北ブロック老人福祉施設協議会養護老人ホーム研修会および、福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会に積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上および、利用者の皆さんの多様化する福祉ニーズに応え、対応・実践できる職員の育成に努めます。
- (6) 救護施設郡山せいわ園、きらきらげんき保育園との行事・研修等の職員間交流を行ない、職員間の情報の共有化と資質の向上に努めます。
- (7) OJT・Off-JT の活性化に努めるとともに、専門的な知識や技術と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材の育成に努め、各個人のキャリアデザインを支援します。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1.日課表

6:30	起 床
7:30	朝 食
8:00	検 温
8:45	朝 の 体 操 ① 老 人 体 操 ・ ラ ジ オ 体 操 ② う た
9:00～	朝 の 集 い ① 口 腔 体 操 ② 理 学 療 法 士 の リ ハ ビ リ ③ ズ ン ド コ 体 操 ④ 歩 行 運 動 (2 0 分 間)
10:00～	ク ラ ブ 等 諸 活 動 入 浴 (特 浴)
12:00	昼 食
12:45	検 温 ・ 血 圧 測 定
13:00～ 13:15	全 体 清 掃 (自 分 の 居 室 清 掃)
13:15～ 16:30	入 浴 (介 助 浴 ・ 一 般 浴)
15:00	お や つ
17:00	ひ ま わ り 体 操
18:00	夕 食
18:30	処 置
20:00	就 寝 薬
21:00	就 寝

2. 週間日課表

	午前中	午後
月曜日	カラオケクラブ（毎週）	一般浴・介助浴
火曜日	特 浴	内科診察（A・B） 特 浴
水曜日	銀行日（第1・3週） 医療費集金日（第3週） 俳句クラブ（第2週） 大正琴クラブ	一般浴・介助浴
木曜日	書道クラブ（第1・3週） 華道クラブ（第2・4週） 特 浴	銀行日（第1・3週） 心療内科診察（A・B） 赤ちゃん 特 浴
金曜日	困りごと相談 手芸クラブ（第1・3週）	一般浴・介助浴
土曜日	リネン交換 介護予防レクリエーションクラブ （第1・2・3週）	映画鑑賞会
日曜日	リネン交換	足 浴

- ※ 理 髪（月1回）
- ※ 理学療法士来園（月4回）
- ※ 避難訓練（月1回）
- ※ 誕生会（月1回）
- ※ 自治会役員会、自治会全体会（各月1回）
- ※ 茶話会（月1回）
- ※ イトヨーカドー移動販売（月1回）
- ※ 各クラブ活動（23ページ参照）

3. 生活・余暇等の支援

（1）利用者の方の機能維持、増進のために、日々の健康運動に取り組めます。

	健康運動活動（リハを含む）	日 時
全 体	ラジオ体操・歩行運動等（20分間） ひまわり体操	毎朝8：45～ 10：00 毎夕17：00～ 17：10
個 別	理学療法士の指導のもとに椅子・平行棒を 活用しての運動	毎朝8：45～ 10：00

（2）口腔ケアや、髭剃り、爪切りができない方に関して、整容の支援を行います。

（3）足浴等を行い、心身のリフレッシュを図っていただきます。

4. クラブ活動

クラブ活動	目 的	実施内容	実施日
手芸クラブ	指先を活用することで、身体機能の向上を図る	- 廊下に掲示する - 作成した作品を高齢者作品展に出品する	第1・3 金曜日
華道クラブ	季節のお花を生けることで、四季を感じていただくとともに、心身の安定を図り、生きがいづくりにつなげる	生けた作品を各フロアーや行事等に展示する	第2・4 木曜日
書道クラブ	書を通して心身の安定を図る	- 書を高齢者作品展に出品する - 廊下に掲示する	第1・3 木曜日
カラオケクラブ	音楽を通して、楽しい時間を過ごすとともに、口腔リハビリにつなげる	- ロビーで、カラオケを実施する - 音楽交流会に参加する	毎週 月曜日
俳句クラブ	俳句をつくり、詠むことで認知症予防につなげる	- 高齢者作品展に出品する - 地域作品展に出品する	第2 水曜日
介護予防レクリエーションクラブ	運動器の機能向上や脳の活性化を目的としたプログラムを実施することでの身体機能の向上を図る	- ホールでレクリエーション（風船バレー等）を実施する - 理学療法士が作成したリハビリメニューを実施する	第1 2・3 土曜日
大正琴クラブ	大正琴を通して、心身の安定を図るとともに、指先を活用することでの機能維持の向上を図る	- 音楽交流会・各行事で披露する - 地域の発表会に参加する	第2・4 水曜日

*年間行事予定表

月	行 事	月	行 事
4	お 花 見	10	輪投げ大会
5	春の一泊旅行	11	芋 煮 会 日帰り旅行
6	健康まつり 総合防災訓練	12	クリスマス 忘 年 会
7	身元引受人会議 音楽交流会	1	新 年 会 団子ならし
8	夏まつり	2	節 分
9	敬老祝賀会	3	おひなまつり

平成30年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画

当事業所は、“お客様本位のサービスの提供”を旨とし、次の諸事項を通して、要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、きめの細かい介護サービスの提供を目指します。

★実践目標★

1. お客様の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - (1) お客様を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - (2) お客様が主体的に自己実現を図れるよう、できるかぎり支援します。
2. お客様の多様なニーズに応じた介護サービスを提供します。

お客様個々の生活の状態に応じた介護サービスを提供します。

★重点事項★

要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、多様なニーズに応じ介護保険制度上の適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、職員が一体となって支援します。

1 “在宅福祉の充実と、地域に密着した介護サービスの提供”

- (1) 地域の介護保険情勢やニーズの把握に努め、地域に貢献する在宅福祉サービスの推進及び拡充に努めます。
- (2) お客様へよりよい介護サービスの提供に繋げるために、関係市町村・地域包括支援センター・地域の保健医療福祉サービス等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 “介護サービス提供と向上”

- (1) お客様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するお客様の要望苦情等に対し、迅速に対応します。
- (2) 身体介護の提供にあたり、より安全かつ快適な介護サービスを提供するために、定期的な業務マニュアルの見直し及び業務改善を図ります。
- (3) 提供する介護サービスの評価やリスク等の分析等々を行い、質の高い介護サービスの提供に努めます。

3 “健全な事業所運営をするために”

(1) 介護サービスの質の向上を目指すために

- ① 苦情解決委員会の設置（お客様からの苦情を解決するシステム）
- ② リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYTの導入、個人情報保護を含む対応）
- ③ 介護サービス評価の実施

これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供できる仕組みを作ります。「問題後追い」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。

(2) 職員の資質を向上させるために

- ① ジェントルティーチング等の理念を基底とし、お客様への介護サービスの提供に努めます。
- ② OJT・Off-JTの活性化に努め、職員の育成に努めます。
- ③ 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を奨励します。
- ④ 福島県社会福祉協議会研修センター主催等の各種研修会に積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応える職員の育成に努めます。
- ⑤ 定期的に介護技術についての勉強会を開催し、介護サービスの質の向上に努めます。

(3) 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

- ① 営業日は12月29日～1月3日までを除く、毎日とします。
- ② 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、営業日・営業時間以外でも状況に応じて対応可能な場合は対応します。

平成30年度 きらきらげんき保育園 事業計画

当施設は、児童福祉法第39条の規定に基づき“保育に欠ける子どもの保育”“健全な心身の発達を図る”ことを目的とする児童施設であり、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場になるように、日々の保育を進めます。

I 実践目標

- 1 お子さまの成長を支えながら、仕事をもつ保護者のみなさまを応援し、お子さまにも保護者のみなさまにもお役に立てる施設として、職員一同毎日の保育を進めます。
- 2 大切な乳幼児期の子育てを保護者のみなさまと保育園が手を取り合い、一緒に歩みます。

II 重点事項

- 1 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下にお子さまの状況や発達過程を踏まえ養護を一体的に行います。
- 2 お子さまの属する家庭や地域との様々な社会との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て、家庭に対する支援等を行うように努めます。
- 3 連携施設と協力し、お子さま及び保護者に対する支援等に努めます。
- 4 保育時間について
 - (1) 通常保育の時間は、7時30分～18時30分までとします。
※日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休日です。
 - (2) 延長保育は、満1歳以上のお子さまを対象に保護者の勤務状況等により利用可能ですが、事前の申請が必要です。
・延長保育 18時30分～19時30分
※延長保育の利用にあたっては、利用者負担金が発生いたします。
- 5 送迎について
送迎は保護者で行い、保護者以外の方の場合、必ず保育園へ事前に連絡を入れるようにします。連絡がなく、確認が取れないときは、お子さまを安易に引き渡しできないことがあります。職員全員で周知、対応していきます。

6 健康診断について

- (1) 嘱託医による内科・歯科の健康診断を年2回春・秋に行います。
- (2) 発育測定を毎月行い、健康カードで測定の記録をお知らせいたします。

7 感染症について

感染症にかかった場合、出席停止期間または医師が登園しても差し支えないと認めるまで、保育することができません。また、感染症が疑われる場合は病院を受診し保育園へ預けられるかを確認して登園するように保護者に周知徹底いたします。

8 給食について

必要な栄養を摂取すると共にお子さまのからだや心の成長・発育・健康の保持増進のために、楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や栄養・衛生についての知識を身につけることを目的とします。0歳児の月齢別の離乳食、1，2歳児の食事は個々に合わせた給食を提供します。

- (1) 給食は完全給食とします。(主食・おかず・おやつ)
- (2) おやつは、10時・15時の2回です。
- (3) 味覚を育てるため、旬の素材を選び、素材の持つ自然な味を生かすように努めます。

9 緊急時の対応について

お子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡いたします。

10 個人情報について

当園では、業務上知り得たお子さまおよび家族に関する情報については正当な理由がない限り第三者に漏らすことのないよう職員全員で周知徹底いたします。関係機関へ情報提供をするにあたっては、個人情報使用同意書を提出いただいたうえで提供することといたします。

11 職員の資質向上及び人材育成について

職場内外研修に参加し、他の施設の職員との交流、情報交換を行ったり専門的な知識・技術の習得に努めます。

職員一人ひとりが保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り協働性を高めていくように努めます。

1 2 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

Ⅲ 業務実施計画

1. 保育園の一日の流れ

7 : 3 0	登 園
9 : 0 0	出欠確認
9 : 3 0	おやつ
1 0 : 0 0	あそび
1 1 : 0 0 ~	食事準備 昼 食
1 2 : 0 0 ~	休 息 午睡準備
1 3 : 0 0 ~	午 睡
1 4 : 4 5 ~	めざめ
1 5 : 0 0 ~	おやつ
1 5 : 3 0 ~	あそび 降園準備
1 8 : 3 0	保育終了
1 9 : 3 0	延長保育終了

2.年間行事予定表

月	行事
4月	入園式 お花見
5月	こどもの日
6月	内科・歯科健診
7月	七夕祭り プール開き
8月	夏まつり
9月	敬老祝賀会 総合防災訓練
10月	内科・歯科健診
11月	七五三 保育参観
12月	クリスマス会
1月	子ども新年会
2月	節分 お別れ会
3月	ひな祭り 修了式

※その他の行事として、毎月一回次のものがあります。

☆誕生会

☆避難訓練

☆発育測定

☆安全指導